

# 役員および評議員の報酬等と費用に関する規程

社会福祉法人専勝会



## 役員および評議員の報酬等と費用に関する規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人専勝会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員及び顧問をいう。

### 第2章 報酬等及び諸経費

(交通費)

第3条 役員等が、理事会、評議員会に出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり交通費を支給する。

交通費 5,000円

2 理事において、施設、本部の職を兼務する者には、前項を適用しない。

(費用弁償)

第4条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 出張旅費は、役員出張旅費規程の定めによる。

### 第4章 慶弔

(慶弔見舞金)

第6条 慶弔見舞金は、慶弔見舞金規程の定めによる。

### 第5章 雑則

(改正)

第7条 この規程を改正または廃止するときは、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成29年4月1日から実施する。